

忠岡水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例  
施行規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 給水装置工事の申込みにおいて、他人の所有地を通過して給水装置を設置・使用するときの同意書等について、原則として提出義務を廃止します。
- 2 適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するため、水道事業の料金及び使用料の算定方法を改めます。
- 3 その他所要の改正を行います。
- 4 この規程は、令和5年4月1日及び同年10月1日から施行します。